

笠置町監査委員告示第1号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和3年1月20日

笠置町監査委員 仲北 悦雄
同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時	令和2年12月2日(水) 午前9時3分から午後0時15分
場 所	笠置町役場2階 議員控室
監査対象	簡易水道特別会計(経営戦略(案)について)等
收受資料等	①笠置町簡易水道経営戦略(案)及び用語集 ②水道料金等に関するアンケートの集計 ③府内市町村 水道口径毎の料金比較表(20m ³) ④京都府内市町村 水道料金及び料金回収率の状況(税抜) ⑤水道料金と料金回収率分布図(府内) ⑥空き家対策の現状について(令和2年9月4日国土交通省資料) ⑦令和2年10月分、11月分 出納状況

2. 監査内容

現在、笠置町簡易水道特別会計においては、今後の安定した会計事業の存続

を目指し、経営戦略という今後 10 年先を見越した計画を策定しているところである。水道を使用している者の数が減少していく一方で、施設整備を実施後、相当年が経過しており、施設の長寿命化などを視野に入れ、いかにして安心・安全な水道水の供給を保つことができるかということを中心に課題としている。その計画は現時点では案ということで、今後審査会を通じて策定されていくものであるが、現行案における監査委員からの審査・意見を求められたものである。

また、当町においては以前より移住・定住施策としての空き家対策について議会でも取り上げられてきたところではあるが、空き家となっていることにより、倒壊等の恐れや防犯面、そして衛生面などの問題に対する空き家対策、いわゆる特定空き家と呼ばれる空き家対策の当町の現状を伺うこととした。

そして、前回の監査における国民健康保険の短期被保険者証の交付について、その要綱のあり方などについて意見したところであるが、その後の対策・対応についても報告を受けることとした。

3. 監査結果

【国民健康保険短期被保険者証等について】

国民健康保険被保険者は、全国的に見ても低所得者層や無所得の者も多く加入している傾向にある。国民健康保険に加入している者は、笠置町では税として賦課されるものであるが、国民健康保険税はその者の前年度の所得状況等に応じて課税されており、経済的理由などにより滞納となっている者については、その滞納せざるを得ない理由について納税相談を通して聴取・判断した後、分割納付や減免制度などが適用されているものである。しかしながら、経済的な理由によらず納税相談にも応じない者などが一定の滞納状況が続く場合には、国民健康保険短期被保険者証（以下「短期証」という。）を交付し、その納税者にペナルティを掛けることとしている。短期証はその有効期限を 3 か月とし、再度の交付となった場合、役場窓口に来なければならないこととして、一定の納付促進を図っている。

前回の監査ではこの短期証の交付要綱に注視し、その文面が、担税能力があるにもかかわらず納税が滞っている者であっても、短期証交付ありきで医療受診が可能であるともとれる内容となっていることを指摘したものである。国民皆保険

制度を支える国民健康保険制度であるため、短期証の交付要綱を定めることは必然とされるが、交付要綱の文面表記に疑問を感じざるを得なく、あいまいな基準で以って短期証発行がまかり通り、税の公平負担の信念を歪めているのではないかと感じたためである。

今回の監査においては前回の監査意見を踏まえて今後の対応等を伺ったものであるが、現在のところ交付要綱の改正文面の提示までには至っていないものの、令和3年4月1日からの施行として、指摘した交付要綱の文面の改正が施されることとして説明を受けている。加えて、資格証明書の発行を併せて実施していくこととされた。資格証明書は、短期証より更に厳しい措置が講じられるもので、医療機関によってその対応は分かれることとされているが、医療受診者がその自ら受けた医療費を医療機関窓口にて10割負担することもある。言うまでもなく、国民健康保険制度は徴収された税によって支えられ、被保険者の療養費等を賄っているものであり、その税収は年間の療養費等への支出を見込んで税率を定めている。税の滞納があればその療養費等への支出に充てられることができなくなるわけであるから、医療費を皆で支えあう相互扶助の考え方に反することとなる。決算監査時に当町の国民健康保険税の徴収率は京都地方税機構との連携により年々改善されてきていることとして報告しているが、納税者に対して十分に国民健康保険制度の周知を図り、短期証及び資格証明書の発行に当たってはその適用される基準、双方の適用の違いを明確化した上で、徹底した滞納者との折衝を図られ、毅然とした納税促進と税の公平負担を図る上でも対応・対策を促進されるよう望む。

【簡易水道経営計画について】

笠置町簡易水道事業では、笠置町の次期総合計画策定と時期を同じくして簡易水道経営戦略という計画を策定しようとしている。これは、今後の水道事業の10年を決定づける指針ともいえるもので、現在策定に向け調整を行っているものである。今回の監査では計画案の状態ではあるものの、現在の簡易水道事業が抱える問題や現状を伺い、どのようにして安定した事業としていくのかといった考え方までを聴取している。

現在の簡易水道事業は一般会計からの繰入金によって賄っていると言っても過言ではないくらいに、水道料金収入だけではその会計を維持することはでき

ていない。これは、1世帯当たりの水道使用量だけではなく、水道を使用する使用者減少も影響している。加えて、京都府下での、人口密集度の高い市レベルの水道料金は別として、比較的人口が少ない町村レベルでの比較においても笠置町の水道料金は低く設定されている。つまり、単価が安く、かつそれを使用する者が少ないことが影響しているということである。この水道料金設定については以前からも増額されるよう考えられてはいるが、今後の水道事業を行う上でどこまでの事業展開が使用者が望むのかによっても大きく変わってくる。現行計画案では保守点検などの施設長寿命化支出は考慮されているものの、施設の耐震化や水道施設改修などの新規事業となるものは含まれていない。そのため、今後において開催される審査会を通じて使用者の意見を集うこととされており、その料金改定についてはそこで十分に議論されることとしている。ともあれ、水道は生活する上でなくてはならないものであり、高所得者であれ低所得者であれ、日常生活において切り離すことのできないものであるからこそ、公営企業会計の独立採算制を望むがあまり、ひたすらに料金増額とすることができないものである。水道事業担当者からは一般会計からの繰入はやむを得ないものとされ、かつ、移住・定住を進めている当町において、現在町内において居住されている方は当然ながら、町外からの転入者に対しても影響することであろうことから、使用される方への配慮に欠いたものともできないわけであり、その料金設定は非常に難しい。

次に組織体制である。現在笠置町では2名の従事職員により水道事業を行っているが、先にも述べたとおり、水道供給は使用者にとって日常生活を送る上でなくてはならないものであり、それは24時間、365日安定した供給を求められるものである。そのため、職員2名体制としていることは動かしがたい状況にある。また、安定供給に際して職員に対する技術面での向上も求められる。これについては既に担当者レベルで近隣町村間において情報共有等をされているとのことで、笠置町内外の施設の視察などを通じて職員間の繋がりをも図られている。どの職務でも同様であると思うが、様々な業務を通じて得られる知識や対処方法などは、やはり経験こそすれ養われるところもあることから、職員間の繋がりによって得られる技術面の向上は図る必要がある。少ない職員体制においても、今後の安定した経営体制を築くためにもこの面については進める必要があると感じられるため、水道事業の広域的な連携を視野に入れた計画

を模索し、この経営計画に反映してはどうだろうか。

最後に水道事業における利用者に対する広報についてである。水道料金の改定は議会でも以前より扱われているものであるが、この経営戦略が1部の方々に提供し理解されるものではなく、分かりやすく、広く周知することとしてはどうだろうか。水道事業の現状と問題点、そして目標とするもの、それは将来にわたって安心かつ安定供給となるものとするために、今、笠置町として必要な施策・対策であるということを利用者に認識していただけるよう広報にも努められてはどうかと考える。

【特定空家対策について】

笠置町での空き家対策としては、これまで移住・定住を促すものとしての施策が講じられてきたように思うが、倒壊の恐れのある家屋や、防災・防犯面で問題のある空き家の対策、いわゆる特定空家についてどのような考え方で対策を講じられる、講じようとしてされているのか、笠置町の今後の10年を見通す総合計画を策定している時期でもあることから現状報告を受けている。

現在、国では特定空家等の除却処分等を行うに際し、所有者が実施するものとそうでないものに分け補助金を支出する制度を構えている。どちらも国の補助率は5分の2とされているが、所有者が実施しない、すなわち地方公共団体が実施する場合においては、当然ながら、その地方公共団体の一般財源の持ち出しが増えることとなる。この制度を利用するためにはその地方公共団体において補助金交付要綱を構え、かつ実施計画を策定する必要がある。

笠置町ではこの監査時点においてこの特定空家の現状把握をしようとしており、要綱などの整備も終えていない、正にこれからというところである。行政による代執行を行うとすると財産の所有権の侵害などの恐れがあるため、なかなか踏み切れない状況にあるとの説明を受けたが、倒壊家屋によって被害を受ける恐れがあることが確認されてから要綱等を整備するのではなく、事前に整備を進められてはどうかと思う。

以上